回覧												

垂水市農林技術協会だより

第６号：令和７年９月１日発行

発行・事務局：垂水市農林課
問合せ先：32-1224（直通）

● 内　容

- 農地の畦畔等の管理について
- ハウス内における土壌くん蒸剤の適正な取扱いについて
- 水稲における害虫防除について
- 集落ぐるみで取り組む鳥獣被害対策
- 農林課職員による現地確認について
- 被覆資材価格高騰対策緊急支援事業について
- 令和８年用「簡易農業経営簿記」購入申込のご案内

【垂水市公式LINEアカウント】

【垂水市農林技術協会だより】

農地の畦畔等の管理について
～畦畔も農地の一部です。適切に管理しましょう。～

畑や水田等の農地の畦畔等の管理不足により、雑草の繁茂、資材の放置等、近隣農地や歩道等へ迷惑となっていると相談が寄せられています。

畦畔に雑草が繁茂

刈り取った雑草を道端や水路に放置

使用済み資材の放置等。

【問題点】

以下の可能性があります。

- 病害虫の発生
- ゴミの不法投棄
- 事故・災害のリスクが高まる
- 台風等による周囲への飛散

みなさんが気持ちよく耕作できるよう草払い等を行い、大切な農地を守っていきましょう！！

耕作者や所有者の方々は、適切な畦畔等の管理をお願いします。

ハウス内における土壌くん蒸剤の適正な取扱いについて

九州農政局より、クロルピクリン剤を含有する農薬の適正な取扱いについて、留意事項の通知がありました。事故や被害を未然に防ぐためにも正しく使用しましょう。

1. クロルピクリン剤には刺激性があるため、正しく使用しないと、揮散して農薬使用者に危害が及ぶおそれがあることを認識すること。
2. クロルピクリン剤使用時には、吸収缶付き防護マスク、保護眼鏡、不浸透性手袋、ゴム長靴、不浸透防除衣など農薬ラベルに記載された事項に従った適切な防護装備を着用すること。また、注入処理の前後において揮散ガスへの暴露リスクが想定される場面（特に開缶時や土壌消毒機の洗浄時など）でも、注入処理の際と同様に防護装備を着用すること。
3. 揮散ガスによる危害を防止するため、クロルピクリン剤の使用は朝夕など比較的気温の低い時間帯に行うこと。
4. クロルピクリン剤を使用する場合は、揮散を防ぐため、ビニールハウス等の施設内であっても注入処理後直ちに被覆を実施すること。その際、注入処理と同時に被覆する機能を備えた土壌消毒機を使用することが望ましい。
5. クロルピクリン剤をビニールハウス等の施設内で使用する場合は、施設を開放するなど換気に留意して使用し、使用後は速やかに施設を密閉すること。

水稲における害虫防除について

九州農政局からの報告によると、今年はトビイロウンカの発生が、例年より多くなる可能性があります。また、イネカメムシの発生は平年並みとされていますが、山間部については多くなる傾向があります。下記の防除対策を実施しましょう！

【防除対策】

トビイロウンカ：多発するときは箱施用剤のみで被害を抑えるのは難しいため、本田防除を追加で実施してください。

イネカメムシ　：穂揃い期以降ではなく、出穂期に防除を行うことが重要です。被害が生じた地域や被害が懸念される地域では、効果の高い薬剤による適期防除を実施してください。

※詳しいことは農林課振興係（0994-32-1224)にご相談ください。

←トビイロウンカ

イネカメムシ→

集落ぐるみで取り組む鳥獣被害対策について

水稲やさつまいもの収穫期を迎えますが、被害防止には、**秋から冬にかけて「えさ場」をなくし、鳥獣を「寄せつけない」**取組がポイントとなります。

知らず知らずのうちに鳥獣の餌付けをしていませんか？
まずは、下記のことについて、集落ぐるみで取組みを実践しましょう！

1 農地や集落内の「イノシシ・サルのえさ場」をなくしましょう！

- 放任果樹は剪定するか撤去（伐採）する
- 畦畔や法面の雑草を除草する

- 収穫残さを放置しない
- 水田では、稲刈り後の株から伸びる稲穂（ひこばえ）などを除去する
- 稲刈り後も電気柵は撤去せず、電気を流し農地への侵入を防止する

鳥獣が、えさ場として認識すると、翌春の植付後から被害が拡大します

2 農地周辺や集落内の「イノシシ・サルの隠れ場所」をなくしましょう！

- 地域内の住処や隠れ場所をなくす（荒廃農地、茂み、ヤブ等の解消）
- 地域内の見通しをよくする（緩衝帯の設置、枝打ち等）

農林課職員による現地確認について

次の現地確認等を8月から9月にかけて実施中です。
職員が、ほ場へ立ち入ることがありますので、あらかじめご了承ください。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

〇経営所得安定対策等交付金

水田において、主食用米以外の転作作物（WCS用稲、飼料作物、野菜等）を作付け・販売する農業者を支援するため、経営所得安定対策等交付金が支払われており、この申請農地の作付け状況や水田の利用状況を調査します。

〇中山間地域等直接支払制度

中山間地域において、農業を継続するために集落などが協定を結び、農用地を維持・管理するために、面積に応じて交付金が支払われており、この対象農地の管理状況等について確認を行います。

被覆資材価格高騰対策緊急支援事業について

県より、近年の農業用ビニール資材の価格高騰に対して支援を行う、被覆資材価格高騰対策緊急支援事業の案内がありました。園芸農家や畜産農家の全ての農家の中で青色申告を行っている農業者が対象となりますので、下記の事業概要をご確認ください。

鹿児島県内の農業者様へ

支援金申請のご案内

被覆資材価格高騰対策緊急支援事業

令和7年度

農業用ビニール資材の価格高騰による負担軽減支援金を交付します！

期間にご注意ください！

申請期間（令和7年） 8月12日(火) → 11月10日(月)

※ 郵送は申請締切日消印まで、電子申請は23:59送付までを有効とします。

\支援金の概要/

県内の農業者が購入した農業用ビニール資材を対象に、価格高騰の一部を支援します。支援金額の算定は、令和6年青色申告の決算書又は直近の決算書の「諸材料費」の7%（上限3万円）とします。
（算定額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額となります。）
なお、令和7年1月1日以降に営農を開始したもの（認定新規就農者に限る）については申請日までに購入した農業用ビニール資材費を対象とします。

補助率	「諸材料費」の7%（上限3万円）とします。
支援対象者	農業者（県内に住所を有する個人事業主【原則として青色申告を行っているものに限る】又は県内に主たる事業所を有する法人）
補助対象経費	直近の決算書類における「諸材料費」 ただし、令和7年1月1日以降に営農を開始した新規就農者については、申請日までに購入に要した「農業用ビニール資材費」を対象とします。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください

鹿児島県被覆資材価格高騰対策緊急支援事業事務局

受付時間 9:00~17:00（土日祝を除く） 099-201-4811（コールセンター）

被覆資材価格高騰対策緊急支援事業について（続き）

申請方法

STEP 1 必要書類を揃える　① 下記をご確認ください。

STEP 2 申請方法に従って送る

・書類に必要事項を記入し、電子または郵送で申請してください。

HP はこちらから

電子申請

〇専用ホームページ

https://hifukusien2025.pref.kagoshima.jp

※ 申請フォームに交付申請書兼請求書と必要書類を添付してください。

郵送申請

宛先　〒892-8799　鹿児島東郵便局留
鹿児島県被覆資材価格高騰対策緊急支援事業事務局　宛
支援金交付申請書在中

※ 簡易書留又はレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
※ 申請書類は、A4サイズ・片面印刷・ホッチキス留めなしでご提出ください。
※ 送料は必ず申請者側でのご負担でお願いします。持参による申請は受付できません。

※ 説明会会場でも受付けます。
説明会の会場・日程につきましては上記の専用ホームページでご確認ください。

申請に必要な書類（01～03はすべて必要です。）

01 交付申請書兼交付請求書

個人　法人　認定新規就農者

別様式をお選びください。

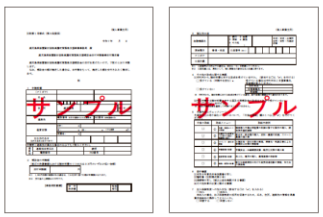

02 令和6年決算書の写し

個人 ⇒青色申告
法人 ⇒決算書
認定新規就農者 ⇒申請者宛名の申請日までに購入した「農業用ビニール資材」の品目がわかる領収書又は納品書の写し

03 ・誓約書 ・通帳の写し
（振込口座を確認できる書類）

※04 認定新規就農者 認定証の写し

※認定新規就農者とは，新たに農業を始める人で青年等就農計画を作成し、市町村から認定を受けた人のことです。

※05 法人 【定款】と【役員名簿】の写し

※は必要な方のみ

鹿児島県被覆資材価格高騰対策緊急支援事業事務局　099-201-4811（コールセンター）

令和８年用「簡易農業経営簿記」購入申込のご案内

鹿児島県農業改良普及研究会が発行する青色申告に使える教材です。購入希望の方は令和７年10月10日（金）までに農林課へお申し込み下さい。

■ 名　　称　　青色申告に使える「簡易農業経営簿記」

■ 発　行　元　　鹿児島県農業改良普及研究会

■ 配 布 時 期　　令和7年11月末

■ 価　　格　　1部（式）2,500円（送料を含む）

令和７年とほぼ同じ内容の予定です

■ 内　　容　　①簡易農業経営簿記　*B5版総頁数312頁*　③勘定科目分類例示表

（4点セット）　②月別・科目別集計補助簿　*B5版74頁*　④目次インデックス

簿記の特徴

- 経営決算と青色申告が同時にできます。
- 経営分析依頼用シートがついているので，シートを普及事業担当課（大隅地域振興局）へ持参すると，経営分析が受けられます。
- 初めての方でも記帳・決算ができるよう編集してあります。

■ 申 込 み 先　　農林課 農政係　　電話３２－１１１１（内線240）